

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第38条第1項中「第129条の2の3第1項第1号口」を「第112条第2項」に改める。
- (2) 第56条中「第112条第9項」を「第112条第10項」に改める。
- (3) 第74条の10の表8の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改める。
- (4) 第75条中「許可する」を「許可した」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一時的な用途変更に対する制限の緩和）

第75条の2 建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下この条において同じ。）とする場合で、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて法第87条の3第5項の規定に基づき当該建築物を興行場等として使用することを許可したとき、及び建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この条において同じ。）とする場合で、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて同条第6項の規定に基づき当該建築物を特別興行場等として使用することを許可したときにおいては、第2章から第4章までの規定は、適用しない。

- (5) 第76条の4中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等

防止建築物（令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物をいう。以下同じ。）であるもの」を削る。

(6) 第76条の5中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の用途を一時的に変更して興行場等又は特別興行場等として使用する場合において、条例の規定の一部を適用しないこととする旨を定めるほか、規定整備を行うため、本案を提出する。